

(参考)
平成25年8月27日
消費者委員会食品表示部会（第25回）配布資料
（内閣府HPで公表）

玄米及び精米品質表示基準の見直しについて（案）

平成25年8月27日
消費者庁食品表示企画課

1 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

現行、玄米及び精米品質表示基準においては、農産物検査法第13条の規定による証明がある場合に限って、品種及び産年を表示できることとしている。

平成22年6月に閣議決定された規制・制度改革に係る対処方針で、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。」とされたことを受けて、玄米及び精米品質表示基準における品種・産年の表示を可能とする条件について、これまで食品表示部会で継続して検討してきたところ。

2 これまでの経過

平成22年6月18日 規制・制度改革に係る対処方針（閣議決定）において、品種・年産について農産物検査法によらない証明による表示の検討を決定

平成22年10月4日 第4回食品表示部会

平成22年10月6日 玄米及び精米品質表示基準の改正に関しパブコメ実施

平成22年12月13日 第6回食品表示部会

パブコメの結果報告

米トレサ法の情報伝達により、農産物検査の有無にかかわらず「産地名」の表示ができるよう品質表示基準を改正することを部会で了承。（平成23年7月1日改正・施行）

平成23年11月29日 第14回食品表示部会（課題整理）

平成24年2月20日 第16回食品表示部会

市販品（低価格の精米）の実態調査報告

精米工場等の実態調査報告

関係者からのヒアリング結果報告

平成24年 3月28日 第17回食品表示部会

論点を3つに分けて提示（①米の品位の表示、②農産物検査法以外の検査法、③複数原料米の表示）

平成24年 5月31日 委員の現地視察（精米工場等）

平成24年 6月25日 第18回食品表示部会（論点の方向性を提示）

平成24年 8月27日 第19回食品表示部会（論点審議）

平成24年11月29日 第20回食品表示部会

論点①について、食味試験結果を報告

⇒ 品位の表示は困難との位置づけ

平成24年11月30日 「日本再生加速プログラム」による規制・制度改革に係る対処方針で、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、平成25年度上期までに結論を得る」ことを再度閣議決定。

平成25年 4月26日 第22回食品表示部会（進捗状況の確認）

3 これまでの議論

(1) 第18回食品表示部会において、農産物検査法に基づく検査証明以外の方法として、

- ① 第3者のチェックを伴う認証
 - ② 科学的分析等による証明
- を提案。

(2) これらについて検討を行なったところ、以下のような問題が指摘されたところ。

① 第3者のチェックを伴う認証について

- ・ 農産物検査の証明は、第3者機関の客観的証明として、全国の生産・流通の各段階で一定の基準として受け入れられている。これに代わる第3者チェックの証明については、情報信頼性を確保できる制度設計を検討する必要がある。
- ・ さらに、事業者を受け入れられる制度内容であることが必要である。

- ・ お米は、全国で数百種類の品種が栽培されており、生産履歴をチェックする手法として、地域で現在定着している農産物検査法以外に、表示を担保できる新たな制度を導入するには、時間とコストを要することが想定される。

② 科学的分析による証明について

- ・ 科学的分析手法（DNA検査など）の証明をもって、品種（産年は無理）の表示を可能とすることはすでに議論に上がっているが、現在、DNA分析が可能な品種は限定されることや検査コストが高く、ロットの証明、検査実施機関等をどう定めていくのか等の問題もある。
- ・ また、現場で日常的に実施する検査手法としては現実的かどうかとの指摘がある。

(3) 前回（第22回）の食品表示部会において、農産物検査法以外の方法により証明を行うことが可能かどうかについては、

① 「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日閣議決定）において、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、平成25年度上期までに結論を得る」とこととされたところ。

② そのため、食品表示部会において、農産物検査法以外の方法により証明を行うことが可能かどうか議論し、平成25年度上期までに何らかの検査法が提案されれば、継続して検討を行なうこととする。

一方、検討の結果、具体の案が提案されなかった場合は、一旦議論を中断し、その後、適当な検査法が確立された時点で検討を再開することとしたい。

旨を説明したところ。

4 対応方針（案）

農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことについては、本年9月末時点までに実効性のある検査、証明の方法の提案が見込めないことから、審議を終了する。

(参考)
平成25年8月27日
消費者委員会食品表示部会（第25回）配布資料
（内閣府HPで公表）

農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

第16回以降の食品表示部会でのご意見等は、以下のとおり。

《農産物検査以外の検査証明を是とする意見》

1 農産物検査の証明によらない方法の拡大

【消費者団体】

- ・ 農産物検査により証明された「玄米」は、精米すると検査が失効し、農産物検査法に基づく表示はできません。産地・品種・産年の3点セット表示が失効した証明を根拠にすることは不適當。
- ・ 現行農産物検査は目視検査のため、産地・品種・産年の識別が検査員には不可能であるにもかかわらず、生産者の申告どおりに記載を認めるだけであり、表示の根拠として弱いのではないか。

【委員】

- ・ 農産物検査は生産者の申告どおりの目視検査で、表示の根拠として弱い。米トレーサビリティ法（以下、「米トレ法」）やDNA検査のキットなど簡易なものもできていると聞いており、農産物検査について抜本的に考え直すべき。（第17回、第22回食品表示部会）

2 農産物検査の証明を基本に、別途、方法の拡大

【事業者等】

- ・ 農産物検査に代わる第三者機関の証明については、第三者機関であればどこでも構わないが、しっかりした表示担保が取れないと困る。
- ・ 伝票等に記載されている産地・品種・産年などの情報のみを信じるのは不安がある。現場で、紙袋やフレコンを一目見てわかる情報が必要。

【登録検査機関】

- ・ 農産物検査法に基づく証明と同等となり得る公的機関等による証明を受けた場合に限り認めていくべきであると考えている。産地や産年についても、現在、科学的な判別技術の開発が進んでおり、今後、それらを根拠として表示を認めることについて、検討していくべきであると考えている。

3 農産物検査法自体の検討も必要

【委員】

- ・ 農産物検査そのものもどのようにしていくのかあわせて議論すべき。
 どのようなものを表示しなければいけないかということを考える上で、農産物検査法との関係はどうするのかということも当然考える必要があるので、その点も論点に加えたらどうか。（第17回食品表示部会）

4 米トレサ法の活用ができないか

【委員】

- ・ 消費者の選択権が確保できるよう米トレ法の充実が非常に重要。（第17回食品表示部会）
- ・ 現行の農産物検査法の仕組みよりも、施行された米トレ法をもっと厳格に運用していくことの中で、より消費者にもわかりやすい仕組みができてくるのではないかと。（第17回、第22回食品表示部会）

5 DNA検査を利用すればよいのではないか

【委員】

- ・ DNAの簡易検査キットが開発されてきている。おにぎりは「〇〇100%使用」などの表示も多くなってきているためDNA検査を利用して欲しい。（第18回食品表示部会）

《農産物検査法以外の方法は否とする意見》

1 農産物検査の証明以外は根拠とできない

【事業者等】

- ・ 米は伝票等の情報だけでは不安。やはり農産物検査の検査証明が必要である。
- ・ 農産物検査法では、個々の袋全てに検査等級などが記載され、製造現場ではそれを見て品質を判断している。等級がなくなると仕入れ時の品質を確認することができなくなり、流通が混乱する。
- ・ まじめに米を栽培している生産者は、高く売るために調整し農産物検査を受検している。出所がはっきりしている米は、購入する方も安心である。
- ・ 産地、産年及び品種の表示根拠を取引当事者の申告のみに委ねることは、次のような米穀とその流通の特性から、不正な表示を拡大させ、米穀の品質表示全体に対する消費者の信頼を損ねる事態となるので、反対である。
 ① 米穀は全国で生産され、かつ、年間を通して流通する中で、取引当事

者が産地、産年及び品種の違いを目視のみで判定することは極めて困難である。

- ② 産地、産年又は品種の違いによる取引価格の格差が一般の農産物に比べ大きい。米の商品特性として、外見だけで産地や品種、産年の違いを流通業者や消費者自身が判別することは不可能である。
- ・ 米穀は長期在庫が可能で、現物確認が難しいため、米の商取引では検査証明（産地、品種、産年、等級）を担保とする信用取引となっており、川上段階での農産物検査による証明が、消費者利益および流通全体の秩序を守る役割を果たしている。
 - ・ 未検査米での品種・産年表示については、現実的に虚偽を見抜く合理的な仕組みの構築が難しく、農産物検査による客観的証明がない中では不適正流通を取り締まる仕組みが担保されず、農産物検査にもとづかない表示の義務化は適切ではない。
 - ・ 品種銘柄及び産年については消費者保護という観点から従来どおり農産物検査に基づく検査証明を担保にされたい。

2 農産物検査の証明以外に根拠になるものがない

【委員】

- ・ 米の流通は多段階で複雑であることから、産地・品種・産年は、川上で確認することが基本。農産物検査にこだわるつもりはないが、それに代わる手法が現状見当たらない。（第17回、第22回食品表示部会）
- ・ 表示を担保することに関しては検査、検証が非常に重要と考える。（第17回食品表示部会）
- ・ 生産者の立場から考えると、米の栽培・販売は信用取引であり、米トレサ法の根拠も自主申告である。それを信用できないなら栽培・販売できなくなる。（第17回食品表示部会）

3 DNA検査の活用は困難

【委員】

- ・ 米の品種は多種あり、DNA検査には限界がある。品種・銘柄については農林水産省が管理している。農林水産省などと連携する必要がある。（第18回食品表示部会）
- ・ DNA検査をしたとしても、ロット（荷口）を証明するものではない。入荷する原料すべてを検査することはできず、表示を担保できるとは思えない。農産物検査法よりも信頼できない。（第18回食品表示部会）